

## 令和3年度太田市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等から物品等の推進を図るため策定する。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

### 4 対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③まで全てを満たすもの）
  - ①障がい者の雇用者数が5人以上
  - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
  - ③雇用された障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 5 調達の対象品目等

物品等で障害者就労施設等から調達することが可能なもの。

## 6 調達の目標

前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

## 7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報を基に市の全ての機関に情報提供を行い、優先的に物品等を調達するよう依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、各機関が所管するイベント等での啓発用品・記念品なども含め、発注可能な物品等を各機関において十分検討する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

## 8 調達実績等の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、毎年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

## 9 担当部課

この方針に関する担当窓口は、福祉子ども部障がい福祉課とする。